

茨城県医師国保 だより



発行:茨城県医師国民健康保険組合
TEL 029-241-6645

🌿 保険証廃止後の資格情報の取扱いについて

保険証の新規発行は令和6年12月2日をもって終了いたしました。令和6年12月1日までに交付された保険証の有効期限は**令和7年7月31日**まで（その間に75歳になる方は、誕生日の前日まで）となっております。有効期限までは、マイナ保険証（保険証として利用登録されたマイナンバーカード）をお持ちの方も、お持ちでない方も、これまでと同様にお手持ちの保険証で医療機関等で診療を受けられます。

令和7年8月1日以降は、医師国保へ加入している全被保険者（75歳未満の方）へ、マイナ保険証をお持ちの方には「**資格情報のお知らせ**」、お持ちでない方には「**資格確認書**」を発行します。

なお、就職や退職、引っ越し等に伴い医師国保の資格取得・喪失・変更の場合には、これまでと同様に書面による届出が必要です。資格喪失・変更の場合は、有効期限内の「保険証」または「資格確認書」・「資格情報のお知らせ」の返還が必要となります。届出は事実発生から14日以内をお願いします。

| ●資格情報のお知らせ (マイナ保険証お持ちの方) | ●資格確認書 (マイナ保険証お持ちでない方) |
|--|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ・A4用紙厚紙のもの（カードサイズに切り取り可能） ・資格情報のお知らせのみでは受診不可 ・マイナ保険証が使えないとき併せて提示 ・70歳以上の方には自己負担割合記載 | <ul style="list-style-type: none"> ・現行の保険証と同じサイズのカード型 ・70歳以上の方には自己負担割合記載 |

◎**注意**：資格情報の内容に変更等がある場合は、自動的に資格情報が更新されることはありませんので、必ず届出をご提出ください。

🌿 マイナンバーの取扱いについて

新たに加入される方には資格取得届と合わせて、マイナンバー記載の住民票謄本の提出をお願いしております。現在加入中の方については、地方公共団体情報システム機構を通じてマイナンバーを把握しております。

～その他のお知らせ～

🌿 保険料について

令和7年度の保険料改定はありません。

🌿 産前産後期間の保険料減免制度について

出産される方の産前産後の一定期間の保険料が免除されます。

🌿 未就学児に係る子育て世帯の保険料軽減措置の実施について

基準日となる、11月30日時点において、医師国保組合に加入している未就学児1名につき、12,000円/年が軽減されます。



各種申請用紙は医師国保組合ホームページからダウンロードできます！

URL <https://www.ibaikokuho.jp>

茨城県医師国民健康保険組合

検索